社団法人神奈川県サッカー協会定款

目次

第１ 章　総則（第１条～第４条）
第２ 章　会員（第５条～第 10 条）
第３ 章　役員等（第 11 条～第 17 条）
第４ 章　名誉会長及び顧問（第 18 条）
第５ 章　事務局（第 19 条）
第６ 章　委員会（第 20 条）
第７ 章　総会（第 21 条～第 31 条）
第８ 章　理事会（第 32 条～第 40 条）
第９ 章　資産、事業計画等（第 41 条～第 50 条）
第 10 章　定款の変更及び解散（第 51 条～第 53 条）
第 11 章　雑則（第 54 条・第 55 条）
附則

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、社団法人神奈川県サッカー協会（英名を Kanagawa　Football　Association）と称し、略称を K．F．A．とする。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を神奈川県藤沢市湘南台一丁目６番７号に置く。

２　この法人は、総会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

（目的）

第３条　この法人は、神奈川県においてサッカーの普及発展、競技力の向上に関する事業等を行い、もって神奈川県民の豊かなスポーツ文化の振興及び心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1）　サッカーに係る地域間交流に関する事業
（2）　サッカーに係る国際文化交流に関する事業
（3）　サッカー及び地域スポーツの指導者の養成に関する事業
（4）　サッカー審判の登録及び養成に関する事業
（5）　サッカーに係るチーム、選手及び監督の登録に関する事業
（6）　サッカーに係る試合の主催及び主管に関する事業
（7）　サッカーの競技力向上に関する事業
（8）　サッカーの普及及び広報に関する事業
（9）　サッカーに係る試合の運営受託に関する事業
(10)　フットサルに係る事業
(11)　神奈川県民のスポーツ文化に対する助成事業
(12)　その他目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（会員の種類）

第５条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

（1）　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
（2）　賛助会員　この法人の事業を援助する個人又は法人

（入会）

第６条　会員になろうとする者は、入会金を添えて入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第７条　正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（会員の資格喪失）
第８条　会員が次の各号のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。
（１）　退会したとき。
（２）　後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき。
（３）　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
（４）　１年以上会費を滞納したとき。
（５）　除名されたとき。
（退会）
第９条　会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
（除名）
第 10 条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員現在数の４分の３以上の議決により会長がこれを除名することができる。
（1）この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。
（2）この法人の会員としての義務に違反したとき。
２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第３章　役員等
（役員）
第 11 条　この法人には、次の役員を置く。
（1）理事　20 人以上 25 人以内
（2）監事　２人
２　理事のうち、１人を会長、３人以内を副会長、１人を専務理事とし、他に必要に応じて常務理事３人以内を置くことができる。
（役員の選任）
第 12 条　理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長、専務理事及び常務理事を定める。
２　特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の３分の１を超えてはならない。また、同一の業界の関係者の合計数は、理事現在数の２分の１を超えてはならない。
３　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
４　監事には、この法人の理事の親族その他特別の関係にある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
（理事の職務）
第 13 条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を掌理する。
４　常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の常務を分担処理するとともに、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
５　理事は、理事会を組織し、この定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
（監事の職務）
第 14 条　監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
（1）財産及び会計の状況を監査すること。
（2）理事の業務執行の状況を監査すること。
（3）財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会又は神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告すること。
（4）前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会を招集すること。
（役員の任期）
第 15 条　この法人の役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
３　役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなら

ない。
（役員の解任）
第16条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員現在数の４分の３以上の議決により、解任することができる。
（1）　心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
（2）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
２　前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
（役員の報酬等）
第17条　役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。
２　役員には、費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第４章　名誉会長及び顧問

（名誉会長及び顧問）
第18条　この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。
２　名誉会長及び顧問は、理事会の推薦に基づき総会の議決を経て会長が委嘱する。
３　名誉会長及び顧問は、この法人の運営に係る重要事項について会長及び理事会の諮問に応じる。
４　前３項に定めるもののほか、名誉会長及び顧問に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第５章　事務局

（事務局）
第19条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び職員は、会長が任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第６章　委員会

（委員会）
第20条　この法人の事業遂行のため、理事会の議決に基づき、委員会を置くことができる。
２　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第７章　総会

（総会の種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（総会の構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。
（総会の権能）
第23条　総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（1）　事業計画及び収支予算に関する事項
（2）　事業報告及び収支決算に関する事項
（3）　財産目録及び賃借対照表に関する事項
（4）　その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの
（総会の開催）
第24条　通常総会は、毎年３月及び６月に開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（1）　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（2）　正会員現在数の５分の１以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（3）　監事が第14条第４号の規定により招集するとき。
（総会の招集）
第25条　総会は、第14条第４号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

２　会長は、前条第２項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の 14 日前までに通知しなければならない。
（総会の議長）
第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。
（総会の定足数）
第 27 条　総会は、正会員現在数の２分の１以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。
（総会の議決）
第 28 条　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（総会における書面表決等）
第 29 条　やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
（総会の議事録）
第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）　総会の日時及び場所
（2）　正会員の現在数
（3）　出席正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
（4）　議決事項
（5）　議事の経過の概要及びその結果
（6）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長のほか、出席正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。
（正会員への通知）
第 31 条　総会の議事の要領及び議決した事項は、全正会員に通知する。

第８章　理事会

（理事会の構成）
第 32 条　理事会は、理事をもって構成する。
（理事会の権能）
第 33 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（1）　総会に付議すべき事項
（2）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（3）　その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項
（理事会の開催）
第 34 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（1）　会長が必要と認めたとき。
（2）　理事現在数の３分の１以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（3）　監事が第 14 条第４号の規定により招集するとき。
（理事会の招集）
第 35 条　理事会は、第 14 条第４号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
２　会長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の７日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。
（理事会の議長）
第 36 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
（理事会の定足数）
第 37 条　理事会は、理事現在数の３分の２以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

（理事会の議決）
第 38 条　理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（理事会における書面表決）
第 39 条　やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
（理事会の議事録）
第 40 条　第 30 条の規定は、理事会の議事録に準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「出席正会員の数」とあるのは「出席理事の氏名」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と、「出席正会員のうち」とあるのは「出席理事のうち」と読み替えるものとする。

第９章　資産、事業計画等

（資産の構成）
第 41 条　この法人の資産は、次のとおりとする。
（1）　設立当初の財産目録に記載された財産
（2）　入会金及び会費
（3）　資産から生ずる収入
（4）　事業に伴う収入
（5）　寄附金品
（6）　その他の収入
（資産の種別）
第 42 条　この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の２種とする。
２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
（1）　設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
（2）　基本財産とすることを指定して寄附された財産
（3）　理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
３　運用財産は、基本財産以外の資産とする。
（資産の管理）
第 43 条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（基本財産の処分の制限）
第 44 条　基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の３分の２以上の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。
（経費の支弁）
第 45 条　この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。
（事業年度）
第 46 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第 47 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。
（事業報告、収支決算書類等）
第 48 条　この法人の事業報告及び収支決算書類は、会長が作成し、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を受けて、会員の異動状況書とともに毎事業年度終了後３月以内に、教育委員会に報告しなければならない。
（長期借入金）
第 49 条　この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。
（新たな義務の負担等）
第 50 条　第 44 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならな

い。

第 10 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 51 条　この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ、教育委員会の認可を受けなければ、変更することができない。

（解散）

第 52 条　この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。

（残余財産の処分）

第 53 条　この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ、教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 11 章　雑則

（書類及び帳簿の備付等）

第 54 条　この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

(1)　定款
(2)　会員の名簿
(3)　役員及び職員の名簿及び履歴書
(4)　財産目録
(5)　資産台帳及び負債台帳
(6)　設立許可書等教育委員会の許可、認可及び承認に関する書類
(7)　総会及び理事会の議事に関する書類
(8)　収入支出に関する帳簿及び証拠書類
(9)　処務日誌
(10)　官公署往復書類
(11)　その他必要な書類及び帳簿

2　前項第１号から第７号までの書類及び帳簿は永年、同項第８号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第９号から第 11 号までの書類及び帳簿は１年以上保存しなければならない。

（細則）

第 55 条　この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附　則

（設立当初の事業年度）

1　この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 17 年３月 31 日までとする。

（設立当初の役員及び任期）

2　この法人の設立当初の役員は、第 12 条第１項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年３月 31 日までとする。

（設立当初の事業計画及び収支予算）

3　この法人の設立初年度及び設立次年度の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

（権利義務の承継に関する経過措置）

4　設立許可日前に神奈川県サッカー協会に属した権利義務の一切は、この法人が承継する。